

神戸市医療安全推進協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神戸市医療安全推進協議会公開要領第3条の規定に基づき、神戸市医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 協議会を傍聴しようとする者は、傍聴章※1の交付を受け、着用しなければならない。

2 傍聴章の交付を受けた者は、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章等の交付)

第4条 傍聴章は、協議会開会の当日、所定の時間及び場所で先着順に、傍聴整理簿※2に住所、氏名及び年齢を記入することにより交付する。

(通用期日)

第5条 傍聴章は、交付当日に限り通用する。

(傍聴章の交付を受けて協議会を傍聴する者の定員)

第6条 傍聴章の交付を受けて協議会を傍聴する者の定員は10人以内とする。

(傍聴章等の返還)

第7条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするとき返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者。
- (2) 酒気を帯びていると認められる者。
- (3) その他円滑な議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、協議会の傍聴に当たって、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 協議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の委員長の許可を得たときは、この限りではない。
- (5) 全各号に掲げるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第10条 傍聴人は、協議会において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、協議会を非公開としたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの要領に違反したときは、委員長は当該傍聴人を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

附 則

この要領は、平成28年12月7日から施行する。